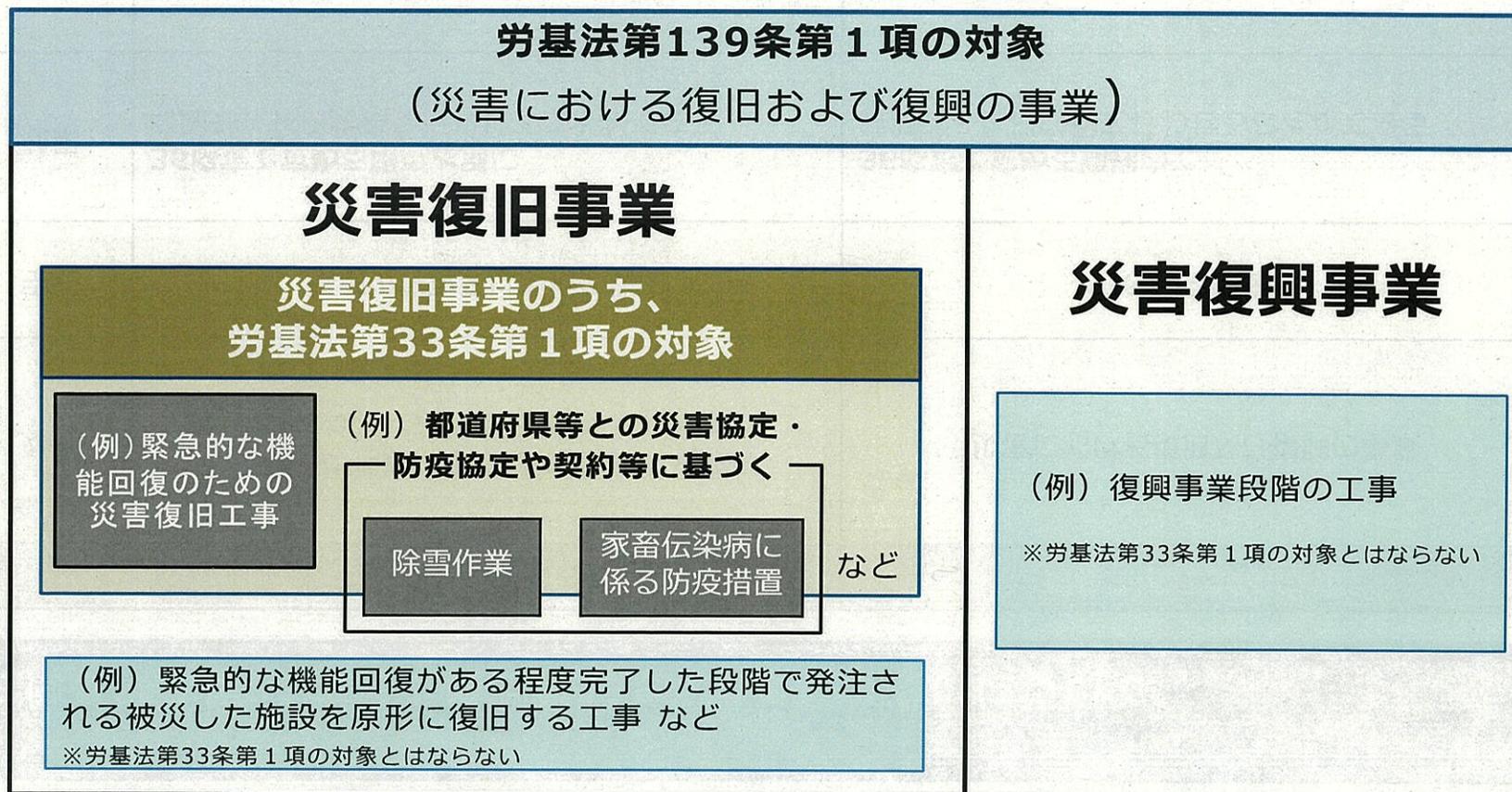


## 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の違いについて

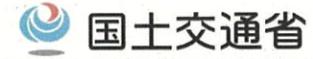
	労基法第33条第1項	労基法第139条第1項
対象	災害その他避けることのできない事由 によって、臨時の必要がある場合	災害における復旧及び復興の事業
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定を届出
効果	<b>36協定で定める限度と別に</b> 時間外・休日労働を行わせることができる	<b>36協定で定める範囲内で</b> 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制 の取扱い	適用なし	【適用なし】 ・単月100時間未満 ・複数月平均80時間以内 【適用あり】 ・年720時間の上限 ・月45時間超は6か月の限度

## 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の関係図（イメージ図）

- 労基法第139条第1項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法33条第1項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られる。



# 工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会 作成・勧告）概要



（参考2）「工期に関する基準」について

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、猛暑日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間、建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約、スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応  
駆け込みホットラインの活用
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応  
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し  
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

# 工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、**規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積り**が提出された場合、**内容を確認**し、**尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) **イベント**
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) **後片付け**

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) **住宅・不動産**
- (2) **鉄道**
- (3) **電力**
- (4) **ガス**

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。**

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) **基準の見直し**

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

# 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

## 【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
  - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
  - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

### 【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

### 【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**



安全衛生経費の適切な支払

# 安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
- ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年8月9日  
不動産・建設経済局建設市場整備課

**建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました**

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

## 〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請			注文者	下請	注文者	下請
安全衛生体制整備	工事現場管理					健康の維持増進の形成のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	作業環境の測定				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づきリスク低減措置の実施						測定機器の用意				
	固定式足場の組立と解体						測定環境の設定				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体						作業環境の構築				
	作業構台・吊り構台の組立と解体						換気設備				
	昇降設備の設置と撤去						空調設備、空気清浄設備				
	土留め支保工の組立と解体						照明器具				
	保護具の着用						電気設備				
	墜落等による危険の防止						給排水設備				
	手摺、幅木等						休憩室、仮眠設備				
	開口部養生						職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	落下防護ネット・小幡ネット						熱中症対策				
	ロープ高所作業における危険の防止						応急処置・緊急時対応				
	飛来崩壊災害による危険の防止						その他の疾病・衛生対策				
	構造用吊具						安全意識、注意喚起				
警報設備					交通規制に要する対策						
避難用設備					公衆災害に要する対策(仮囲い等)						
火災防止					追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請		
危険物の対応(立入禁止措置)											
調査の実施(煙設備調査・試験等)											
安全点検の実施											
機械等の危険防止											
監視連絡等に要する対策											
倉庫、材料保管等											

# 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及 国土交通省

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
  - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
  - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

## 【国土交通省において作成した作成手順】

### 安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

#### 1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていくためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

#### 2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

## 【先行的に作成した工種の標準見積書(案)「左官工事」(令和6年3月時点)】

**御 見 積 書 (案)**

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

〇〇左官工業株式会社  
 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号  
 TEL 〇〇〇〇  
 FAX 〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号  
 TEL 〇〇〇〇  
 FAX 〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号  
 TEL 〇〇〇〇  
 FAX 〇〇〇〇  
 担当者

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名 \_\_\_\_\_

工 期 令和 年 月 日  
 令和 年 月 日

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ① 個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ② 個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③ 店で支出する安全衛生経費



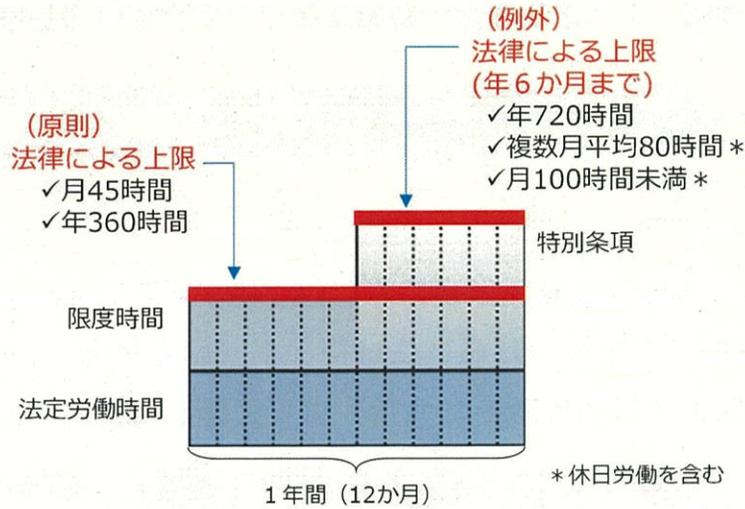
# 建設業で働く方の時間外労働の上限規制

R6年3月31日まで

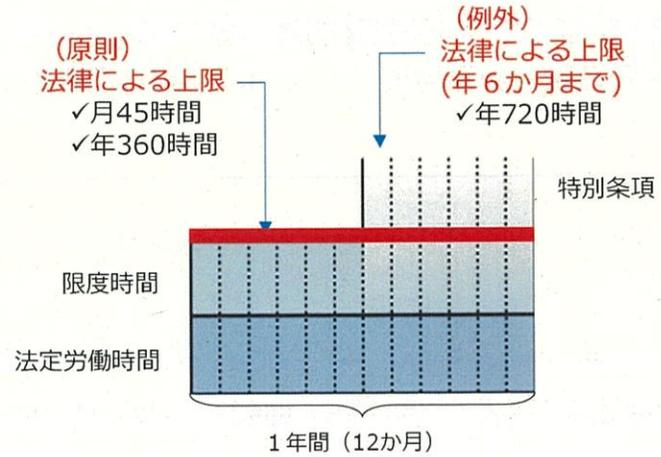
上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

R6年4月1日以降

○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



○災害における復旧及び復興の事業（労基法第139条第1項）  
（一部規制が適用されない）



※ 災害における復旧・復興の事業では、  
・複数月平均80時間\*  
・月100時間未満\*  
とする規定は適用されない

\* 休日労働を含む

## 労働基準法第33条第1項について

- 労基法第33条第1項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定であり、労基法第33条第1項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、**36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。**

### 労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

### 労働基準法第33条第1項の許可基準の概要

- 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。
- 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。 など

※ 除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第1項を適用することができる。